

平成30年4月18日
保健福祉部

世田谷区立保健センターの指定管理者の選定について

(付議の要旨)

平成31年4月からの世田谷区立保健センターの指定管理者の候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立保健センターの指定期間が平成31年3月で終了することから、この間の指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立保健センター条例（以下「条例」という。）に基づき、平成31年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立保健センター
- (2) 所在地 世田谷区三軒茶屋2-53-16
- (3) 現在の指定管理者 公益財団法人世田谷区保健センター
- (4) 現在の指定期間 2年間（平成29年4月1日～平成31年3月31日）

※梅ヶ丘拠点整備事業に伴う世田谷区立保健センター移転スケジュール

- ・平成31年4月 同年3月で廃止となる世田谷区立総合福祉センターから一部機能を移行
- ・平成32年4月 梅ヶ丘拠点区複合棟に移転

3. 世田谷区立保健センターの指定管理事業について（平成31年4月以降）

条例第1条に定める、区民の総合的な健康診査、健康相談等を行うことにより、区民の健康の保持増進を図るとともに、障害に関する相談支援等を行い、もって区民の福祉の向上に寄与するという設置目的を達成するため、条例第3条に定める以下の事業を行なう。

- (1) 健康増進のための検診、指導、地域活動支援等
- (2) 疾病の早期発見及び予防のための検診及び検査
- (3) 健康相談並びに保健衛生に関する指導及び教育
- (4) 障害者（児）及びその家族等のための障害に関する相談支援等

4. 指定管理者制度適用の理由、効果

世田谷区立保健センターは、健康増進事業及びがん検診など区民の健康づくりを推進することを目的に設置され、平成31年度からは、世田谷区立総合福祉センター廃止に伴い機能の一部移行により、障害に関する相談支援等の機能を付加した施設となる。

世田谷区立保健センターは平成18年の指定管理者制度適用以降、事業者のノウハウと専門人材を活用し、創意工夫による健康指導や地域での健康づくり支援、国や都の動向及び医学の進歩に対応した検査事業を実施してきた。同じく平成18年度から指定管理者により運営されてきた世田谷区立総合福祉センターの一部機能が移行される平成31年度以降においても、事業者の専門性やノウハウの活用、創意工夫や柔軟な発想により、利用者ニーズへの迅速できめ細やかな対応や区民サービスの向上が期待できることから、引き続き指定管理者制度を適用する。

5. 指定期間

5年間（平成31年4月1日～平成36年3月31日）

6. 指定管理者候補者の選定方法について

指定管理者候補者については、世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、本年3月15日に開催した第1回世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会において、指定管理者による自己評価及び区（施設管理所管課）による評価の結果等を踏まえ、以下に示す「特別の事情」により、公募によらず指定管理者の候補者を選定することについて承認された。今後、現在の指定管理者から事業計画書等の提出を受け、適格性審査を行う。

【特別の事情】

世田谷区立総合福祉センターから移行される障害者の相談事業については、各種専門職の体制による相談者との信頼関係の構築を前提として、一定程度継続した事業者による事業実施が必要である。現指定管理者は世田谷区立総合福祉センターの指定管理も担っており、継続的な事業実施が可能である。

また、世田谷区立保健センターにおける地域との連携や地域活力の活用のためには、これまで現指定管理者が進めてきた地域の健康づくり支援の取組みによって培ったノウハウが必要である。

さらに、障害者を含む区民の健康の保持増進やがん患者や家族等を支える中核的機能を有する施設の指定管理者には、医療職をはじめとしたスタッフの専門能力や、関係機関・団体との連携による地域医療のバックアップが求められる。

梅ヶ丘拠点整備に伴い、区は世田谷区立保健センターを新たな保健医療福祉サービス展開の中核的な施設ととらえ、事業実施方針を策定している。指定管理者選定にあたっては、こうした区の政策との連動が重要である。事業実施方針の実現に向けては、保健医療福祉の連携の視点が不可欠であり、現指定管理者の実績はもとよ

り、設立目的や経営方針・自主事業等は評価できるとともに、新たな事業展開も期待できる。

これらのことから、指定管理者制度運用に係る指針第6の1「特別の事情（1）施設の管理運営にあたり指定管理者の変更により利用者に混乱が生じると想定されるなど利用者の処遇の安定性や信頼関係の継続が特に必要な場合、（2）区民や団体との協働を推進し施設の設置目的を達成するために、地域との連携や地域の活力を積極的に活用する必要がある場合、（3）区の政策と連動した重要な役割や専門性等から指定管理者が客観的に特定される場合」に該当する。

7. 審査体制

（1）選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会設置要綱に基づき、世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会を設置した（別紙参照）。

（2）選定委員会の所掌

「特別の事情」により公募によらず指定管理者の候補者を選定することの可否を審議し、審査基準等に基づき候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について区長に報告する。

8. 選定基準

条例第8条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき選定を行う。

- （1）保健センターに関する事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
- （2）保健センターの効用を最大限に発揮させることができること。
- （3）保健センターの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

9. その他

梅ヶ丘拠点整備事業に伴い、世田谷区立保健センターは平成32年度に梅ヶ丘拠点区複合棟へ移転するため、所在地変更と施設の諸規定整理のための条例改正を、平成30年第3回区議会定例会に提案する予定。

10. 今後のスケジュール（予定）

平成30年4月	福祉保健常任委員会（選定方法の報告）
5～7月	選定期間（適格性審査）
8月	政策会議（候補者選定結果報告）
9月	福祉保健常任委員会（候補者選定結果報告）
	第3回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）
平成31年4月 1日	次期指定管理者による管理の開始

世田谷区立保健センター指定管理者選定委員会 委員名簿

(敬称略)

	氏 名	役職等
学識経験者	岩永 俊博	全国健康保険協会前理事
	鈴木 敏彦	和泉短期大学児童福祉学科教授
区民	清水 勝代	玉川地域健康づくり行動計画を推進する会
	三井 美和子	世田谷区肢体不自由児(者)父母の会会長
区職員	板谷 雅光	保健福祉部長
	松本 公平	障害福祉担当部長
	辻 佳織	世田谷保健所長